

第 14 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和6年9月3日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第44号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第45号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第46号	御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
報第15号	土地現況確認申請について
報第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 伊藤 博之 書記 宮内 一成
6、会議録署名者	1番 水野 宏治 委員、2番 田中 幹三郎 委員
7、欠席委員	
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 3 名で定足数に達していますので、これより第 14 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、田中 推進委員から欠席届が出ており 3 番 加藤 洋子 委員より遅刻の連絡がありますので報告します。 本日の会議録署名者に、1 番 水野 宏治 委員、2 番 田中 幹三郎 委員を指名します。 それでは議第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読)
別添資料	別添資料は 1 ページから 13 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

<p>13 番 中川洋二 委員</p>	<p>1 号事案について 13 番 中川 洋二 委員 説明願います。</p> <p>13 番 中川です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。</p> <p>申請地はみたけの森から北へ 300m ほどのところとなります。申請地〇〇〇〇は道路を挟み南北、〇〇〇は南側にあります。</p> <p>申請目的は、譲受人はパレット修理を営んでおり、現在、申請地に隣接する〇〇番〇で事業を行っておりますが、取扱量の増加により手狭になってきたため、今回申請地 2 筆を購入し法人へ貸し出します。譲渡人は高齢になり体調も良くなり申請地での耕作は行っておらず、今後も再開の見込みはないため譲受人の要望に応じて売却するというものです。</p> <p>利用期間は、許可日から永年。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>申請地の北側は宅地・東側・南側は原野・西側は河川道路となっております。</p> <p>雨水については自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一被害を及ぼした場合には自己責任にて解決すること。</p> <p>造成については道路より南側は河川管理道の高さ程度に造成を行い、スロープを設置して進入。北側部分近隣の承諾の元、L 型擁壁を設置し造成を加える予定となっております。</p> <p>許可申請書・登記事項証明書・公図・土地利用計画図・誓約書・委任状・事業形態説明書・代替地検討資料・位置図・始末書確認。</p> <p>8 月 19 日に事前現地確認、8 月 27 日に現地確認を行いました。以上のことから、第 1 号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について 8 番 齊藤 貞子 委員 説明願います。</p>
<p>8 番 齊藤貞子 委員</p>	<p>8 番 齊藤です。2 号事案の説明をします。事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の 5-2、4 ページをご覧ください。</p> <p>申請の場所は、中保育園から北東に 300m 程の所です。</p>

	<p>8月20日(火)行政書士の〇〇さんと現地確認しました。転用の目的は、次のとおりです。</p> <p>現在、使用貸人は年齢とともに申請地の維持管理が困難となってきました。申請地は日当たりも良く住環境に適しています。使用借人は現在アパートに暮らしておられ、手狭になり住宅建築資金の目途がついたため、住宅を建築したく本申請に至ったものです。</p> <p>権利の種類は、使用貸借権。移転の時期は、許可あり次第。権利の存続期間は、40年。使用貸借契約です。</p> <p>資金調達は、造成費用380万円。建物建築費用3,382万800円合計3,762万800円全額借入金にて行われます。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物家畜等の被害防除の概要。</p> <p>申請地の北側は畑、東側は道路、南側及び西側は水路。雨水は南側水路へ排水。生活排水は公共下水道にて処理します。その為隣接農地への影響はありません。</p> <p>万が一、周辺に被害を及ぼした場合には申請者の責任において保障されます。</p> <p>誓約書・土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳付属地図・土地利用計画図を確認しました。また、誓約書隣地承諾書・水利組合長様への誓約書・委任状を添付されております。</p> <p>以上のことから事案の申請内容に問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。また、現地確認の際に、申請地の法面の管理について、〇〇水利組合と再度確認するよう指示を行いました。その結果、〇〇水利組合からは夏の時期に2回、草を刈るように話があったため、申請者は承諾をしたと連絡受けています。</p>
会 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>
10番 加納恒明 委員	<p>加納です。3号事案の説明をいたします。事務局が朗読されました事については、省略いたします。資料の9ページから13ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は新町公民館より北東に約300mの所です。</p> <p>1. 転用の目的は、一般個人住宅です。権利を設定し、または移転</p>

	<p>しようとする理由の詳細は、譲受人はアパート暮らしをしているが、家族の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建築するためです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 転用の目的に係る施設の概要は、建築面積 195.84 m²の専用住宅と建築面積 47.26 m²車庫兼倉庫の2棟となっています。 3. 事業の操業期間または施設の利用期間は、許可の日から永年間でです。 4. 転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側は竹やぶ、東側は畑、西側は住宅、南側は道路となっています。 雨水は、浸透概で処理する。汚水は下水道に接続する。万が一周辺に被害を及ぼした場合には、自己責任で解決する。 5. 添付書類は誓約書・隣地承諾書・委任状・住宅配置図及び平面図・登記記録証明書について確認しました。 6. 8月21日事前説明、8月27日現地確認を行いました。 <p>以上のことから3号事案の申請内容については、私は問題が無いと思いますが皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、水管・下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存することから、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。 次に議第45号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4ページをご覧ください。議第45号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。 (議案書5ページ朗読) 別添資料は14ページから15ページをご覧ください。以上です。</p>

会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案は私自身に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をいたします。当該事案の議長について、職務代理の1番 水野 宏治 委員にお願いいたします。</p> <p>(青木 会長 退席)</p>
会長代理	<p>それでは1号事案について審議をいたします。</p> <p>1号事案について、7番 山本 康彦 委員 説明願います。</p>
7番 山本康彦 委員	<p>7番 山本です。1号事案の説明をいたします。事務局が朗読されました事については、省略いたします。資料の14ページから15ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、送木公民館の北70m程の所です。権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は、譲渡し人は高齢で耕作ができない為、譲受人は申請地を無償で譲受け耕作するとの事でした。また、権利の設定時期は許可後、引渡しも許可後という内容です。</p> <p>8月22日に御嵩地区担当の 田中 推進委員さんと共に現地を確認し、また権利を設定・移転しようとする当事者が現に所有しまたは使用する土地、世帯人の状況、営農計画、誓約書などを確認いたしました。また、現地の確認も行いましたが、かた土も入っており既に耕作できる状態でしたので、1号事案の申請内容に問題が無いと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、田中 宣行 推進委員が欠席のため、事務局は代わりに気になる点などありましたら説明願います。</p>
事務局	<p>田中 宣行 推進委員より現地の状況を伺っております。</p> <p>現地の状況は、耕作についてはこれからですが、草刈り等適正に管理をしていることを確認しましたので報告いたします。以上です。</p>
会長代理	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、青木 友誉 会長の着席を認め、議長</p>

	<p>を青木 会長に変わります。</p> <p>(青木 会長 着座)</p>
会 長	<p>次に議第 46 号、御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>6 ページをご覧ください。議第 46 号、御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について。</p> <p>別添のとおり御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>資料 16 ページの「御嵩町農業振興地域整備計画の変更」をご覧ください。</p> <p>7 月 10 日に開催しました御嵩町農業振興地域整備促進協議会において、各筆調書に記載のある申請地の現地確認及び申請書による除外理由等から、「除外はやむを得ない」とされました。</p> <p>協議会の意見を基に御嵩町としての方針を検討した結果、同様な判断として、計画変更を進めることとしました。</p> <p>農用地利用確保計画の変更については、駐車場・資材置場 1 件で周辺の営農環境等に重大な支障を及ぼすことがなく、申請事由等から除外するものです。農用地区域から除外は 新規 1 件 1,164 m² となります。</p> <p>資料 17 ページをご覧ください。令和 6 年度農業振興地域農用地区域からの除外申請調書について朗読いたします。</p> <p>(17 ページ朗読)</p> <p>なお、資料 18 ページ、19 ページに申請箇所図を添付しています。皆様の審議をよろしく願います。以上です</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。議第 46 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって、議題 46 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、適当と認めます。</p> <p>次に、報第 15 号 土地現況確認申請に対する完了確認について、事務局より報告願います</p>
事務局	<p>7 ページをご覧ください。報第 15 号土地現況確認申請について。別表のとおり御嵩町農業委員会に対し土地現況確認申請があ</p>

	<p>り、農地転用許可に係る転用の目的を達成し、事業完了したことを確認したため、委員会に報告するものとする。8ページをご覧ください。</p> <p>(議案書8ページを朗読)</p> <p>続いて1号事案の内容について説明します。資料は20ページから24ページまでをご覧ください。</p> <p>本件につきましては、住宅、物置及び鶏舎敷地として昭和〇年〇月〇日付けにて農地転用許可を取得しており、当該事業の完了を確認するものです。</p> <p>申請書の提出に至った経緯についてですが、土地所有者が破産し、破産手続に係る売買の関係で、当該土地の地目変更が未了のままであったことが判明したため、破産管財人の弁護士より土地現況確認申請の提出がありました。</p> <p>8月27日において、地区担当委員の 齊藤 貞子 委員及び農業委員会事務局にて現地確認を行いました。現地には住宅及び物置が設置されておりました。また、土地所有者の〇〇氏より鶏舎については、過去に設置していたが既に取り壊され、現在は物置が建っているとの証言がありました。齊藤 貞子 委員との協議の結果、昭和〇年〇月〇日付けの農地転用許可内容に対する、転用事業が完了し、農地以外の土地に転用されていることを確認しました。</p> <p>また、申請者に対しては令和6年8月30日付けにて、申請地について調査の結果、申請書記載のとおり相違ない旨を回答いたしましたので、皆様にご報告いたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	<p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>次に、報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>9ページをご覧ください。報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。10ページをご覧ください。</p> <p>(議案書10ページを朗読)</p> <p>以上です。</p>

会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

1 番

2 番
